

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第六百三十四号

昭和二十三年三月鳥取縣告示第三百三十五号加工水産物公認荷受機關登錄事項中次のように変更した。

昭和二十四年十一月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

新

一、登録者住所氏名

鳥取市四丁目尻二十三番地 鳥取市二階町四丁目二三

鳥取海産株式会社

鳥取縣中央食品株式会社

五、営業所又は事業場の位置

登録番号 登録年月日

鳥取縣知事登録(5)第壹壹壹号 昭和二十四年拾月拾九日

昭和二十四年十一月十八日 金曜日
第二千六十四号

本書ノ大キサハ四ノ規格A五判

鳥取市四丁目尻二十三番地 鳥取市二階町四丁目二三

鳥取海産株式会社本社

鳥取縣中央食品株式会社本社

同 米子支店

同 米子支店

同 倉吉支店

同 倉吉支店

◇鳥取縣告示第六百三十五号

建設業法(昭和二十四年八月法律第百号)第八條の規定により次の者を建設業者登録簿に登録した。

昭和二十四年十一月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

商号又は名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名

原工務所 日野郡日野上村大字三榮 原 泰次郎

◇鳥取縣告示第六百三十七号

建設業法(昭和二十四年八月法律第百号)第八條の規定により次の者を建設業者登録簿に登録した。

昭和二十四年十一月十八日

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取縣知事登録
(S)第一二二号 昭和二十四年十一月十一日

山本組

米子市富士見町二丁目一三九番地

山本 正吉

同 第一一三号 同

川戸 光藏

氣高郡神戶村大字上砂見七四一

川戸 光藏

同 第一一四号 同

関金協同工業株式会社

東伯郡矢途村大字關金宿一三二八番地

代表取締役 藏田武

同 第一一五号 同十四日

株式会社長谷川商会

米子市道笑町二丁目二番地

取締役社長 長谷川利隆

同 第一一六号 同

都田組

西伯郡手間村大字天万六四九番地ノ一

都田彦三郎

◇鳥取縣告示第六百三十七号

健康保険法、船員保険法に基く齒科医師である保険医に次のように異動があつた。

昭和二十四年十一月十八日

鳥取縣知事

西

尾

愛

治

旧診療所々々在地

新診療所々々在地

異動事由

保険医氏名

異動年月日

鳥取市元鑄物師町八ノ一

西伯郡上道村一八二三ノ二

診療所々々在地変更

前田正連

昭和二十四年九月十二日

米子市車尾二五八ノ一

東京郡太田区大森二ノ一五一 縣外轉出

高塚秀也

同 十六日

高塚齒科医院

◇鳥取縣告示第六百三十八号

健康保険法、船員保険法に基く保険医(齒科医師である保険医を含む)を次のように指定した。

昭和二十四年十一月十八日

鳥取縣知事

西

尾

愛

治

診療科名

名称

所在地

保険医(齒科医師である保険医)氏名

指定年月日

内科小兒科

林 医院

八頭郡大村鷹狩七二〇

林 曉

同

昭和二十四年十一月一日

同

車尾診療所

米子市車尾九〇四ノ五

渡 辺 仁

同

齒 科

倉繁齒科医院

東伯郡倉吉町魚町二五八

佐 藤 愛 子

同

同

岸齒科医院

鳥取市東品治町一四ノ一〇

北 島 光 彦

同

同

岸田齒科医院

東伯郡倉吉町一、〇二七

中 山 敏

同

全 科

井本医院

岩美郡福部村大字海士六三五

井 本 德 治

同

◇鳥取縣告示第六百三十九号

左記溜池はその公用を廢止する。

昭和二十四年十一月十八日

鳥取縣知事

西

尾

愛

治

記

位置 西伯郡尚徳村大字別所字繩手上一、六二〇番地

面積 雜種地一三四坪八六

(図面省略)

◇鳥取縣告示第六百四十号

健康保険法、船員保険法に基く保険医(齒科医師である保険医)の指定を次のように取消した。

昭和二十四年十一月十八日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所	所在地	取消年月日
齒科	田村齒科醫院	岩美郡岩井町三四五	田村 威 昭二十四年十二月一日
同	馬淵齒科醫院	鳥取市西町一八六	馬淵謙治 同
同	池田齒科醫院	米子市茶町二二	池田博之 同

現住所 日野郡溝口町大字溝口一三番地
昭和二十四年十一月七日第一、四二六号
大正九年三月二十八日生
奥 田 敏 子

鳥取縣告示第六百四十一号
助産婦名簿に次の者を登録した。
昭和二十四年十一月十八日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

現住所 同榮町一〇二番地
昭和二十四年十一月七日第一、四二七号
昭和四年五月二十八日生
衣 笠 郷 代

本籍地 氣高郡瑞穂村大字日光五二番地
現住所 鳥取市古市一番地市立鳥取市民病院
昭和二十四年十一月七日第一、四二五号
松 本 操 子

本籍地 西伯那境町花町六六番地
現住所 同榮町一〇二番地
昭和二十四年十一月七日第一、四二八号
池 淵 昭 子
昭和四年一月五日生

本籍地 兵庫縣尾崎市今福仲之町一四〇番地ノ二
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第六百四十二号
助産婦名簿から次の者を取消した。
昭和二十四年十一月十八日

選舉管理委員會告示

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
本籍 高知縣香美郡大楠植村植目九八七番地
住所 米子市明治町四〇番地
昭和二十四年一月七日高知縣へ轉任により同年十月三十一日名簿取消方願し出たので同年十一月七日取消
浜 田 房 榮
明治三十一年六月二十六日生

鳥取縣選舉管理委員會告示第四十三号
政治資金規正法第十七條の規定により提出のあつた鳥取縣地方自治擁護同盟の解散の際の收支に関する報告書の要旨は左の通りである。
昭和二十四年十一月十八日
鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸
一、種類 政治資金規正法第十七條の規定による報告書
二、期間 自昭和二十四年九月一日至昭和二十四年十一月七日

三、報告書の要旨

政党協会その他の団体名	寄附及収入又は寄附の総額	一件千円以上一件五百円以下	総額	支出の総額	一件千円以上一件五百円以下	総額	報告書受理年月日
	件数	総額	総額	件数	総額	総額	

鳥取縣地方自治擁護同盟
四、主要なる寄附者及び支出
該当事項なし

昭和二十四、一一、一〇